



曾我事務所ニュース

4月から36協定の様式が変更！未届けは大きなリスクです

～経営者も労働組合も、36協定の重要性に対する理解が不十分～

36協定は、労使が時間外労働・休日労働をすることに合意したというだけの意味ではありません。

本来、時間外労働・休日労働は犯罪なのです。実際に違反すると30万円以下の罰金または6か月以下の懲役が科せられます。

ただし、36協定を出せばこれが犯罪にならないということになります。

最近労働者側から36協定なしに残業させられたとして労働基準監督署に刑事告発する事例が増加しています。刑事告発されれば労基署は送検せざるを得ません。仮に罰金刑になったとすると、その会社は前科一般になります。建設業・運送業では、許認可に影響し経営上大変なリスクになります。特に労働者代表の選出がいい加減だと、有効な36協定ではなくなります。

手続きでご不明な点はぜひご連絡ください。

4月から『経営者同居の親族』は労災保険の特別加入を！

健康保険は労災事故では基本的に使うことができません。

労災事故の時、労働基準監督者がまずどこをチェックするかというと、その被災された方が「労働者かどうか」です。役員や社長の奥さんなどは、健康保険も労災保険も使えず、とんでもない高額の治療費を請求されることがあります。

労災保険の特別加入をしておけば、社長や同居の親族も労災保険で治療できます。

労災保険の特別加入をするためには、労働保険事務組合に事務委託しなければなりません。

当事務所でも事務組合への加入ができますので、ご検討の際はぜひご連絡ください。

〒262-0033
 千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702
 TEL : 043(275)1757 / FAX : 043(275)1758
 E-mail: soga@sogaoffice.jp(曾我宛)
 :srsogat@sogaoffice.jp(事務所宛)
 ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
 緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



社会保険労務士 曾我 浩
 行政書士

健康保険料、3月(4月納付分)から変更！(協会けんぽ)

協会けんぽでは、毎年3月分(4月納付分)から健康保険料、介護保険料の見直しが行われています。

～主な支部の健康保険料率は、以下のとおりです～

千葉：9.75% ⇒ ↑9.79%	東京：9.87% ⇒ ↓9.84%
埼玉：9.81% ⇒ ↓9.80%	神奈川：9.93% ⇒ ↑9.99%
茨城：9.77% ⇒ ↓9.74%	

※介護保険料率は、1.79%から**1.80%**に引き上げられます。



現物給与の価額の改定

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合(現物給与)の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。

令和3年4月より、

- ・ **食事の現物給与価額** → 三重、岡山、広島、熊本以外の**43都道府県**
- ・ **住宅の現物給与価額** → **全ての都道府県**が変更になりました。

創業支援等措置にかかる特別加入制度

改正高年齢者雇用安定法に基づき、令和3(2021)年4月1日から導入される「70歳までの就業機会確保」のうち、創業支援等措置の枠組みで業務に従事する高年齢者が加入する「**労災保険特別加入制度**」が創設されます。

「就職祝い金」等を提供して求職の申し込みの勧奨を行うことの禁止

令和3年4月1日から職業安定法に基づく指針が一部改正されます。

「お祝い金」その他これに類する名目で、求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭などを提供することで求職の申し込みの勧奨を行ってはいけません。

